

令和 6 年 第 13 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 10 日

柳川市農業委員会

# 第13回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月10日 午後2時00分～午後2時50分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第58号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第60号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第62号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. 農地への現況地目変更届について

5. 公共事業に関する農地の一時利用届出について

その他

## 農業委員

### 出席委員（18名）

1 番 山 田 善 治  
3 番 亀 崎 忠 治  
5 番 梅 崎 直 祝  
7 番 古 賀 宏 義  
9 番 三小田 由 勝  
12番 松 藤 道 大  
14番 浦 幸之助  
16番 園 田 清 美  
18番 小 柳 浩 子

2 番 藤 吉 利 広  
4 番 亀 崎 壽 満  
6 番 梶 島 一 晴  
8 番 野 口 秀 一  
11番 田 中 満 義  
13番 松 藤 稔  
15番 原 壽 利  
17番 阿志賀 一 喜  
19番 島 添 茂 樹

### 欠席委員（1名）

10番 藤 木 邦 彦

## 推進委員

### 出席委員（17名）

龍 正 典  
山 口 弘 司  
乗 富 隆 公  
梶 島 福 博  
櫻 木 利 和  
河 口 勇  
堤 和 弘  
河 口 隆 光  
吉 開 健

中 村 博  
成 清 義 法  
古 賀 勝 次  
池 上 藤 人  
米 田 秀 俊  
平 川 貴 大  
鶴 田 信 行  
三 浦 榮 一

### 欠席委員（2名）

大 津 眞 次

江 口 克 子

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時00分 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

御起立をお願いします。礼。よろしくお願いします。御着席ください。

それでは、柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしく願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日は昼間のお忙しい中に本年最後の柳川市農業委員会の総会に御出席いただきましてありがとうございます。

今年も残すところあと二十日余りとなりました。本年を振り返ってみますと、元日早々、石川県の能登は大地震で甚大なる被害が出たわけでございます。その後、また 9 月には大雨が降りまして、収穫した米なども流されたようでございまして今年は本当に残念な結果でございました。

それから、せんだって、私と白谷局長と東京のシビックホールで全国農業委員の70周年記念大会に行つてまいりました。

来年こそは本当にいい年であつてほしいと願つておる次第でございます。

それでは、ただいまより令和 6 年第13回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思いますので、最後まで皆さん方よろしく願いいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。座つてさせていただきます。

それでは、本日の出席委員は18名でございます。18名の定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よつて、ただいまから令和 6 年第13回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

---

令和 6 年

第13回柳川市農業委員会総会議案

議案第58号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第60号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第62号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. 農地への現況地目変更届について

5. 公共事業に関する農地の一時利用届出について

その他

令和6年12月10日提出

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

---

以上です。

#### ○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は議案第58号から議案第62号までの5件と報告5件であります。

本日の議事録署名人に、8番野口秀一委員、18番小柳浩子委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番並びに2番を議題といたします。

本案は農地利用適正化推進委員の〇〇委員からの提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

議案第58号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,742平米、外1筆、合計5,775平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,486平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第58号の農地法第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は、2筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号1番及び2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第58号、申請番号1番並びに2番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第58号、申請番号1番並びに2番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（島添茂樹君）

続きまして、申請番号3番から14番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページの申請番号3番を御覧ください。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,041平米、外3筆、合計2,966平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積182平米、外1筆、合計198平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積292平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積773平米、外3筆、合計2,381平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積18平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,104平米、外2筆、合計3,142平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積36平米、外2筆、合計428平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

4 ページのほうを御覧ください。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,352平米、外6筆、合計4,598平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号11番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積465平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号12番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積462平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号13番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積758平米、外3筆、合計3,113平米、小作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号14番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,889平米、外1筆、合計3,187平米、小作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、申請番号3番から14番について補足説明を行います。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は4筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は4筆で〇〇円。

申請番号7番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号8番は、親の〇〇から、新規就農しようとする子の〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号9番及び10番は、親の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号11番は、親の〇〇から、新規就農しようとする子の〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号12番は、叔母の〇〇から、新規就農しようとする姪の〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号13番及び14番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大する〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号3番から14番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第58号、申請番号3番から14番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（島添茂樹君）**

全員賛成でございます。よって、議案第58号、申請番号3番から14番までについては原案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

**○事務局職員（田中道博君）**

議案書の5ページを御覧ください。

---

**議案第59号**

**1. 農地法第4条の規定による許可申請について**

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積453平米。申請人、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買予定地（2区画）。

**○事務局次長（平河郁夫君）**

それでは、議案第59号の農地法第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は〇〇が特定建築条件付売買予定地（2区画）設置のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明します。

申請番号1番の農地区分は、住宅が連たんしている地域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定いたします。

第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能となっておりますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断いたします。

以上です。

**○議長（島添茂樹君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第59号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（島添茂樹君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（島添茂樹君）**

全員賛成であります。よって、議案第59号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

**○事務局職員（田中道博君）**

議案書の6ページを御覧ください。

---

**議案第60号**

**1. 農地法第5条の規定による許可申請について**

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積329平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積53平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、一般住宅敷地拡張。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,049平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、特定建築条件付売買予定地(7区画)。

続きまして申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積993平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、貸資材置場、貸駐車場。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積500平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、一般住宅。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積496平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、事務所、資材置場、駐車場。

**○事務局次長（平河郁夫君）**

それでは、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が共同住宅2棟、8世帯分の駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が一般住宅の敷地拡張、駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、特定建築条件付売買予定地(7区画)設置のための申請です。

契約の種類は、売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が建設業の資材置場、貸駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇が建設業の事務所建設、資材置場、駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明します。

申請番号1番の農地区分は、最寄り駅の〇〇駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と認定します。

第3種農地は原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び4番、5番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定いたします。第1種農地は原則転用不許可ですが、2番は既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるもの、4番、5番は、住宅その他周辺地域に居住する者の業務上及び日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番及び6番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定いたします。

第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、住宅その他周辺地域に居住する者の業務上及び日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第60号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

お尋ねします。3番ですが、この面積と所要面積が違うわけですか。面積というのが当該農地の対象農地ですよ。所要面積とは何ですか。

○事務局職員（田中道博君）

これは既存宅地と一体利用した面積のことです。

○4番（亀崎壽満君）

この3番の図面のどこら辺になりますか。

○事務局職員（田中道博君）

箇所図で言うなら、その一体利用の宅地の分は〇〇と書いてある分、今こちらは更地になっております。この建物はない状況ではありますね。

○4番（亀崎壽満君）

ただ、〇〇書いてあるところが宅地というわけですね。

○事務局職員（田中道博君）

そうです。

○4番（亀崎壽満君）

はい、分かりました。

○議長（島添茂樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第60号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第61号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

議案第61号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,936平米、外2筆。申出人、〇〇。  
理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,710平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,935平米、外1筆。申出人、〇〇。  
理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、こちらは地目のほうが空白になっていますけれども、  
田で記載のほうをお願いいたします。続きまして、面積2,847平米、外4筆。申出人、〇〇。  
理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積1,273平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積718平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号7番、農地の所在、〇〇。地目・田。面積3,419平米。外4筆、申出人、〇〇。  
理由、離農のため。

受理番号 8 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積129平米、外 3 筆。申出人〇〇（持分 1 / 2）、外 1 名。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号 1 番は沖端地区、2 番は宮永地区、3 番及び 4 番は昭代地区、5 番及び 6 番は大和地区、7 番及び 8 番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。議案第61号、申請番号 1 番及び 2 番は、推進委員の龍正典委員、中村博委員、申請番号 3 番及び 4 番は、推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、枕島福博委員、申請番号 5 番及び 6 番は、推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員、申請番号 7 番は推進委員の鶴田信行委員、河口隆光委員、申請番号 8 番は推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの13名を指名することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第61号については、先ほどの13名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第62号 柳川市農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

---

議案第62号

## 1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、まず最初に、別紙A4サイズ1枚ものの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年12月11日。

### 1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権、地目別・田、農用地の利用内容、水田として、面積32,902平米、筆数11筆、売り手6名、買い手3名。

裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況・田、面積2,426平米、外1筆、合計4,093平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和6年12月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、柳川農協昭代支所。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、外6件となっております。

続きまして、A4サイズ5枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年12月12日。

### 1. 利用権設定関係（存続期間変更）。

変更後存続期間、年数5年、筆数2筆。

ほかの案件に関しては以下のとおりです。

続きまして、2枚目の利用権設定を御覧ください。

### 1. 利用権設定関係（賃借料変更）。

変更後賃借料、0円。筆数1筆。

ほかの案件に関しては以下のとおりです。

別紙の各筆明細を各自でお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促

進法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第62号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第62号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和6年10月23日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,364平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。外27件です。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和6年11月12日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,155平米、外4筆、合計3,079平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和6年9月19日。外2件です。

続きまして、下段の報告3を御覧ください。

---

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

---

こちらにつきましては、別紙の箇所図と一緒に御覧ください。

受理番号1番、受理月日、令和6年11月6日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積165平米。届出者、〇〇。耕作面積165平米。備考、農業用倉庫。

続きまして、15ページを御覧ください。

---

報 告

4. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和6年11月12日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,505平米。届出者、〇〇。相続人、〇〇、外2名。現状に至る経緯、利用状況、平成12年5月31日付けで農地法第4条許可を受けておりましたが、現在は農地（田）として利用していますので届出ます。

続きまして、受理番号2番、受理月日、令和6年11月14日。農地の所在、〇〇、地目・畑、

面積379平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（田）として利用していますので届出ます。

続きまして、

---

報 告

５．公共事業に関する農地の一時利用届出について

下記農地について、公共事業に関する農地の一時利用届出書を受理したので報告する。

---

こちらにつきましても、別紙の箇所図と一緒に御覧ください。

受理番号１番、受理月日、令和６年11月12日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積213平米。届出者、大牟田市小浜町、福岡県南筑後県土整備事務所長。所有者、〇〇。利用期間及び目的、令和６年11月１日から令和９年３月31日まで。国道443号柳川バイパスの公共工事に伴う工事進入路として利用。原状回復計画、工事進入路を造る前に表土は仮置きしておくので盛土材を撤去後、表土を元に戻す計画となっております。

報告は以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

では、私のほうから連絡事項を申し上げます。

５点ほどございます。項目が多くございますので、皆様のお手元にお配りしております連絡事項と、上のほうに四角囲みで書いてある縦の１枚の用紙を御覧ください。

まず１番です。先ほど、あっせん委員に指名された推進委員さんにおかれましては、後ほど資料をお渡ししますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

２番です。

次回の総会日時でございます。次回総会は、令和７年１月10日金曜日午後２時から開催いたします。

なお、令和７年の第１回目の総会でございますので、例年のように金子市長にも御案内を出して御挨拶をいただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

3 点目です。

同じく、皆様の机の上に2025年版農業委員会手帳を置いております。黒い表紙の手帳ですね。こちらのほうは今後の活動等に御活用ください。

4 点目でございます。

来年 1 月28日に福岡市で開催される福岡県内の農業委員会研修大会への参加についてです。

開催要領につきましては、連絡事項の裏面のほうに載せておりますので、そちらのほうも御覧ください。こちらに書いていますとおり、日時につきましては先ほど申しました令和 7 年 1 月28日の火曜日。予定といたしましては、大和庁舎に10時頃集合して、貸切りバスで皆さん一緒に会場まで行きたいというふうに考えております。大会自体は13時から15時半となっております。一応、帰着の予定は17時半を予定しております。会場につきましては裏面の開催要領に書いてありますとおり、福岡国際会議場ということになっておりますので、御参加のほどをお願いします。

一応、コロナの影響で今までは人数制限とかあっておりましたが、今回は参加者の人数制限はあっておりませんので、ちょっと期日は差し迫っておりますが、12月18日金曜日までに事務局のほうに出欠の御連絡をお願いしたいと思います。

連絡事項は以上でございます。

**○議長（島添茂樹君）**

これをもちまして、令和 6 年第13回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

**午後 2 時50分 閉会**

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月10日

柳川市農業委員会会長      島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員      野 口 秀 一

〃      小 柳 浩 子